

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領

平成元年3月31日
告示第313号

改正	平成 6年 4月 1日告示第277号	平成 6年 9月 21日告示第670号
	平成 8年 3月 29日告示第259号	平成 8年 10月 15日告示第761号
	平成 9年 3月 31日告示第257号	平成 10年 5月 1日告示第360号
	平成 12年 3月 31日告示第242号	平成 14年 5月 10日告示第378号
	平成 14年 5月 30日告示第409号	平成 16年 11月 24日告示第779号
	平成 16年 12月 24日告示第845号	平成 18年 1月 17日告示第 44号
	平成 18年 11月 10日告示第661号	平成 23年 6月 10日告示第248号
	令和 3年 3月 30日告示第162号	令和 4年 3月 18日告示第 90号
	令和 5年 10月 17日告示第253号	

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領を次のように定める。

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項、第167条の5の2及び第167条の11第2項の規定に基づき、県の発注する工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する共同企業体に必要な資格及び共同企業体による施工対象工事を、香川県建設工事執行規則(昭和39年香川県規則第54号。以下「規則」という。)第9条第1項及び第28条ただし書の規定に基づき、共同企業体に係る建設工事入札参加資格審査申請書及び工事請負契約書その他必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 共同企業体の事務取扱については、この要領に定めるもののほか、規則及び香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準(昭和55年香川県告示第427号。以下「資格基準」という。)の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 特定建設工事共同企業体 大規模であつて技術的難度の高い工事、地元建設業者への建設技術の移転が図られる工事等について確実かつ円滑な施工を図ることを目的として当該工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (3) 契約担当者 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第2条第4号に規定する契約担当者をいう。
- (4) 有資格業者 規則第9条第2項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (5) 資格審査 資格基準第2条第2項に規定する資格審査をいう。
- (6) 等級 資格基準第3条第2項に規定する区分をいう。

(特定建設工事共同企業体による施工対象工事等)

第4条 特定建設工事共同企業体による施工対象工事は、設計金額3億円(工事の特殊性等により特に必要と認められる場合にあつては、1億円)以上の工事であつて、確実かつ円滑な施工を図るため特定建設工事共同企業体に行わせることが特に必要と認められるものとする。

2 前項に規定する工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる有資格業者(以下「特定有資格業者」という。)があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争入札に当該特定有資格業者を参加させることができるものとする。

(特定建設工事共同企業体の資格)

第5条 特定建設工事共同企業体は、あらかじめ契約担当者が示した要件を満たした有資格業者のうちの2人又は3人のものにより任意に結成するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一発注工事について、併せて他の特定建設工事共同企業体の構成員となること又は特定有資格業者として第4条第2項の入札に参加することはできないものとする。

- 3 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- 4 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事の種類用最上位の等級に格付けされている有資格業者間又は最上位の等級に格付けされている有資格業者と次順位の等級に格付けされている有資格業者間のものとする。
- 5 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資の割合は、次の各号に掲げる構成員の数に応じ、当該各号に掲げる割合以上であるものとする。
 - (1) 2人 30パーセント
 - (2) 3人 20パーセント
- 6 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資の割合が最大の構成員とする。ただし、出資の割合が同じであるときは、客観点数（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査に基づいて算出した総合評定値をいう。）の高い構成員又は上位の等級に格付けされている構成員とする。

（特定建設工事共同企業体に係る競争入札の参加手続等）

第6条 知事は、特定建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体及び特定有資格業者を指名競争入札に参加させようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - (2) 入札に付する工事名及び工事の場所
 - (3) 入札参加資格審査の申請の受付期間及び受付場所
 - (4) 入札を行う日時及び場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 規則第6条第1項の公告又は前項の公示に基づき特定建設工事共同企業体を結成して競争入札に加わろうとする特定建設工事共同企業体は、別に定める申請書に特定建設工事共同企業体協定書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の申請書（指名競争入札に係るものに限る。）を受理したときは、これを資格審査の上、指名競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。
 - 4 契約担当者は、前項の指名競争入札参加資格者名簿に登載された特定建設工事共同企業体のうちから指名し、指名競争入札に付するものとする。

（特定建設工事共同企業体の組織変更等の制限）

第7条 特定建設工事共同企業体は、構成員の脱退若しくは除名による場合（知事及び他の構成員全員の承認があったものに限る。）又は構成員の破産手続開始の決定若しくは解散による場合を除くほか、指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中及び契約を締結した工事の施工中において、特定建設工事共同企業体の構成員の出資の割合及び特定建設工事共同企業体の代表者を変更することはできないものとする。

- 2 特定建設工事共同企業体は、指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中及び契約を締結した工事の施工中において、新たな構成員を加えることはできないものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体は、指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中において、第5条の資格の要件を欠くに至ったとき、又は前2項の規定に違反したときは、当該指名競争入札参加資格者名簿のうち当該特定建設工事共同企業体に係る部分は、効力を失うものとする。この場合において、契約を締結した工事で施工中のものについては、当該工事について当該特定建設工事共同企業体を契約の相手方とするものとする。

（入札）

第8条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体が提出する入札書については、特定建設工事共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名させるものとする。ただし、1人の構成員に他の構成員が入札に関する権限を委任している場合には、特定建設工事共同企業体の名称及び受任構成員であることを明記の上、受任構成員のみで記名させることができる。（契約書の作成）

第9条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体と作成する契約書（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第6条第1項の規定によりその作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録の作成を行う場合における当該電磁的記録を含む。）については、特定建設工事共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）させるものとする。

- 2 前項の契約書は、工事請負契約書（別記様式）によるものとする。
- 3 第1項の契約書には、特定建設工事共同企業体協定書の写しを添付させるものとする。
（特定建設工事共同企業体編成表の提出）

第10条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体に対して、契約締結後速やかに運営委員会の委員名並びに工事事務所の組織及び人員配置等を記載した特定建設工事共同企業体編成表を提出させるものとする。
（通知等）

第11条 契約担当者は、指名競争入札執行の通知及び契約に基づく行為については、すべて特定建設工事共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成元年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日において現に指名競争入札参加資格者名簿に登録されている共同企業体の事務取扱については、当該指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中に限り、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の前日に共同企業体と契約を締結した工事で施工中のものについては、この要領の施行の日以後においても、当該工事について当該共同企業体を契約の相手方とするものとする。

附 則（平成6年4月1日告示第277号）

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月21日告示第670号）

この要領は、平成6年9月21日から施行する。

附 則（平成8年3月29日告示第259号）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月15日告示第761号）

- 1 この要領は、平成8年10月15日から施行する。
- 2 地方消費税が課されないこととなる工事に係る工事請負契約書については、改正後の第2号様式の様式にかかわらず、なお従前の様式による。

附 則（平成9年3月31日告示第257号）

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に他の建設業者を工事完成保証人として立てさせている工事の工事完成保証人に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成10年5月1日告示第360号）

この要領は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日告示第242号）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月10日告示第378号）

この要領は、平成14年5月10日から施行する。

附 則（平成14年5月30日告示第409号）

この要領は、平成14年5月30日から施行する。

附 則（平成16年11月24日告示第779号）

この要領は、平成16年11月24日から施行する。

附 則（平成16年12月24日告示第845号）

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年1月17日告示第44号）

- 1 この要領は、平成18年1月17日から施行する。ただし、第9条、第15条及び第2号様式の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条及び第2号様式の規定は、平成18年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成18年11月10日告示第661号）

- 1 この要領は、平成18年11月10日から施行する。
- 2 改正後の第1号様式は、平成18年11月10日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月10日告示第248号）

- 1 この要領は、平成23年6月10日から施行する。
- 2 改正後の別記様式は、平成23年6月10日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日告示第162号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第90号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月17日告示第253号）

この要領は、令和6年1月1日から施行する。